

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	担当部局・担当課室	労働基準局 安全衛生部安全課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第99条の3第1項	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <p>都道府県労働局長は、労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対して、その再発を防止するために必要があると認めるときは、その者に対し、都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができることとされたもの。</p> <p>○事務・事業の内容</p> <p>その再発を防止するため、労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対して、就業制限業務に係る機械等の構造、保守管理、作業方法、安全装置等の機能、安全衛生関係法令、労働災害の事例及びその防止対策を習得させる。</p>		
事務・事業の目的	労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対して、講習を行うことにより、労働災害の再発を防止する。		
関連する政策目標等	なし		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	別紙のとおり		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <p>年間実施件数0件</p> <p>※受講者数の状況等による講習実施の見送りが生じたため。</p> <p>○事業収入（令和3年度）</p> <p>事業収入については、報告を求めることになっていないため把握していない。</p>		

国からの補助金等	○補助金・委託費等（令和3年度予算）： なし
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第55号）により、指定基準の基本的事項、主務大臣に対する報告に係る規定等を定めた。（平成21年3月）
事務・事業の必要性・有効性等	労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対して、労働災害の再発防止上必要な講習を行う必要性・有効性に変わりはない。
事務・事業の執行体制の妥当性等	<p>○指定等を行う妥当性</p> <p>当該講習については、講習実施機関による講習の内容・質・水準を斉一かつ適正に保持する必要があることから、指定制度により一定の水準を担保できる法人を指定している。また、国が直接講習を実施する場合、その対応に新たな体制を整備する必要があり、行政の肥大化を招くことから、指定制度を維持すべきである。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <p>●指定等の基準の妥当性</p> <p>民間企業であっても指定基準を満たせば、新たに都道府県労働局長の指定を受けることが可能となっており、参入障壁とはなっていない。また、労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対して、都道府県労働局長の指示に基づき、必要な講習を受講させるものであり、同種災害の再発防止上必要な内容を確実に実施する必要があるため、その実施機関については都道府県労働局長による指定が必要である。</p> <p>また、上記対象者に対しては、速やかに講習の受講を指示する必要があるため、登録制度とした場合、講習実施機関が確保できないおそれがあり、事業自体の実施が困難となる。</p> <p>●実施主体としての指定等法人の適格性</p> <p>現在指定している法人は、指定基準を満たし、適正かつ確実に事業を実施している法人である。</p>
政策効果の把握の手法及びその結果	指定等法人による報告
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	特になし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	特になし
評価結果の総括 (現状分析 (事務・事業の評価) と今後の方向性)	労働安全衛生法令に違反して労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対する再発防止のための講習は、引き続き必要である。 今後も指定機関による事業については、法令に基づく報告等により適正かつ確実な実施を確保する。
備考	

就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習
労働安全衛生法第99条の3第1項

合計9法人
・公益法人 2法人
・その他 7法人

実績0名
0名
0名

料金の積算根拠については、地域特性を考慮した実務的・専門的・総合的な研修も含まれており受講する地域によって料金が異なる。

局	法人名	法人の種類	指定・登録等の時期	連絡先(TEL)	料金	受講者数
03岩手	建設業労働災害防止協会岩手県支部	その他	平成6年10月11日	019-623-4411	全科目8,500円 一部免除4,500円 (テキスト代含まず)指定後講習実績無	0
21岐阜	建設業労働災害防止協会岐阜県支部	その他	平成6年1月26日	058-276-3743	車両系建機 受講料8,500円	0
23愛知	建設業労働災害防止協会愛知県支部	その他	平成5年9月1日	052-242-4441	受講料 ¥8,500	0
30和歌山	建設業労働災害防止協会和歌山県支部	その他	平成5年11月18日	073-436-1327	全科目8,500円 一部免除4,500円 (テキスト代含まず)指定後講習実績無	0
35山口	建設業労働災害防止協会山口県支部	その他	平成5年11月24日	083-924-3743	全科目8,500円 一部免除4,500円 (テキスト代含まず)指定後講習実績無	0
35山口	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会山口事務	公益法人	平成5年9月	083-973-3321	未定	0
36徳島	(一社)徳島県労働基準協会連合会	公益法人	平成5年11月11日	088-634-1266	受講料5,000円	0
38愛媛	建設業労働災害防止協会愛媛支部	その他	平成6年3月28日	089-943-5324	受講料12,500円 テキスト代:2,000円	0
40福岡	建設業労働災害防止協会福岡県支部	その他	平成6年5月2日	092-483-5101	未定	0